

③ 汚染を発見した場合

日常の水の確認で異常があった場合や水質検査で水道法に基づく水質基準値を超過した場合は、次のように対応してください。

- 直ちに使用を停止してください。
- 汚染経路などの原因を調べてください。
- 改善後、水質検査を行い、安全性を確認してから、井戸水の使用を再開してください。

安全確認してから、
飲用しましょう。



家庭用飲用井戸の衛生確保は、設置者の自己責任となります。上水道などの給水区域内にお住まいの方は、水道水の利用を検討しましょう。

④ 浄水方法

消毒剤や家庭用浄水器で、井戸水をきれいな水にできます。しかし、消毒剤や浄水器の管理が悪いと逆に水を汚染してしまうため、定期的な点検をするなど、適切な維持管理に努めましょう。

主な浄水方法を紹介します。

方法	効果
煮沸消毒	細菌、ウイルス、原虫などの多くの微生物に効果があります。
塩素消毒※1	芽胞を含む、ほとんどの微生物に効果があります。クリプトスポリジウム※2などの原虫には効果がありません。
膜ろ過	細菌、クリプトスポリジウムなどの原虫に効果があります。濁り、鉄、マンガンの除去にも効果があります。
イオン交換	カルシウム、マグネシウムなどのイオンの除去に効果があります。
活性炭処理	臭い、色、濁りの除去に効果があります。

※1 水道水は必ず塩素消毒がされています。

※2 クリプトスポリジウムは食べ物や水を介して感染し、下痢や腹痛を引き起こすことがあります。

⑤ 井戸水水質Q & A

Q1 井戸水から基準値を超える一般細菌が検出されました。飲用しても大丈夫ですか。

A1 一般細菌は水の汚染を判断する指標に使われ、汚染された水ほど多く検出される傾向があります。多量に検出された場合は病原微生物による汚染の疑いがあります。飲用するには煮沸消毒または塩素消毒が必要です。

Q2 井戸水から大腸菌が検出されました。飲用しても大丈夫ですか。

A2 大腸菌は人畜の糞便等に汚染されているか判断する指標に使われます。大腸菌が検出された場合は、井戸水が人や動物の糞便に汚染されている疑いがあります。飲用するには煮沸消毒または塩素消毒が必要です。

Q3 井戸水から基準値を超える硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が検出されました。飲用しても大丈夫ですか。

A3 硝酸態窒素や亜硝酸態窒素は、窒素肥料や工場・家庭からの排水などに由来します。乳児が基準値を超える水を飲み続けると、メトヘモグロビン血症を発症することがあります。通常の方法では除去できないので、水道水や市販水を飲用しましょう。

Q4 井戸水が着色しています。原因はなんですか。

A4 次のような原因が考えられますが、水質検査などで原因を特定し、対策を講じましょう。

着色	原因
赤色	井戸水に含まれる鉄分や鉄さび
青色	光の散乱現象や配管からの銅イオンの溶出
黒色	井戸水に含まれるマンガンやゴムパッキン等の剥離
白色	空気による白濁や配管からの亜鉛の溶出

お問い合わせ及び相談窓口はこちら

郡山市保健所 生活衛生課 環境衛生係
 〒963-8024 福島県郡山市朝日二丁目15番1号
 TEL: (024)924-2157 / FAX: (024)934-2860
 Eメール: seikatsueisei@city.koriyama.lg.jp

作成年月日: 令和元年12月20日



この印刷物は、適切に育まれた森から生まれたFSC®認証紙と、環境にやさしい植物油インキを使用しています。

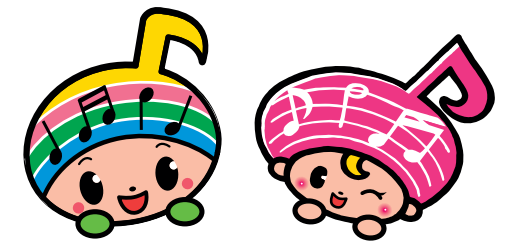
飲用井戸の衛生管理について

～井戸水を安全・安心に使用するために～



目次

- ①・・・飲用井戸の管理
- ②・・・飲用井戸の水質検査
- ③・・・汚染を発見した場合
- ④・・・浄水方法
- ⑤・・・井戸水水質Q & A



あなたの家の井戸水は安全ですか？

井戸水の水質は季節や周辺環境の影響で変化する場合があります。また、井戸の管理が適正にされていないと、水が汚染されることがあります。

このリーフレットは、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、郡山市給水施設等条例などの適用を受けない家庭用飲用井戸について、設置者（所有者）及び管理者並びに使用者が井戸の衛生の確保を図るため、井戸の適正管理、水質検査、汚染時の対応についてまとめました。

飲用井戸をお持ちの皆様、このリーフレットを活用していただけたら幸いです。

① 飲用井戸の管理

井戸水を衛生的に保ちましょう。

(1) 汚染防止

- 井戸やその周辺に人や動物が立入らないように、施設には鍵をかけ、柵を設け、野生動物のし尿や病原微生物による汚染を防ぎましょう。
- 井戸（井筒、ポンプ、井戸のふた等）やその周辺を定期的に点検し、施設の清潔保持に努めましょう。
- 新たに井戸を設置する場合は、下水や汚水に汚染されるおそれがある場所から離して設置しましょう。

(2) 水の色、濁り、臭い、味の確認

- 簡単に水の異変を知ることができます。
- 色は白いものを背景に観察します。
 - 濁りは黒いものを背景に観察します。
 - 臭いは加温するとわかりやすくなります。
 - 臭いなどに異常があれば飲用を停止してください。



井戸水の水質は地震や大雨などの影響で変化する場合があります。色、濁り、臭い、味の変化には日ごろから注意しましょう。塩素消毒をしている場合は、定期的に残留塩素濃度を測定し、消毒の効果を確かめましょう。

(3) 水槽の管理

- 水を水槽に貯めて使用する場合は、水を汚染させないように、適切に管理しましょう。
- 水槽に破損箇所がないかなど、定期的に点検しましょう。
 - 水槽を毎年1回以上清掃し、内部の水垢や沈澱物を除去しましょう。

井戸水を安全・安心に使用するには、井戸の適正管理が大切です。



② 飲用井戸の水質検査

自主的に水質検査を行い、日ごろ飲んでいる水が安全か確認しましょう。なお、水道法に基づく水質基準では、人の健康の保護上または生活上の支障を生ずるおそれのある項目が設定されています。

(1) 定期的水質検査（1年に1回程度）

- 一般的な検査項目：13項目（水質基準項目（右表）のうち□）
- 塩素消毒をしている場合の検査項目：24項目（右表のうち□、■）
- 周辺に工場等があり化学物質による地下水汚染のおそれがある場合は、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他水質基準項目のうち必要な項目について追加の検査を行います。

(2) 臨時の水質検査

- 次のような場合には必要な項目について水質検査を行い、安全性を確認しましょう。
- 水に異常があったとき。
 - 井戸の周辺地域で消化器系感染症が流行しているとき。



(3) 使用開始前検査

新たに井戸を設置する場合は、水道法に準じた水質検査を実施し、これに適合していることを確認してから使用しましょう。

水質検査は専門の検査機関（地方公共団体又は水道法に基づく登録水質検査機関や建築物衛生法に基づく水質検査登録業者）に依頼しましょう。

水質検査風景 検査機関：郡山市保健所検査課 TEL：024-924-2176



細菌検査



理化学検査

※保健所では、井戸水の一般的な検査項目について、有料で検査を行っています。

水道法に基づく水質基準

平成31年4月1日現在

項目名	水質基準値	備考
基1 一般細菌	100個/mL以下	病原生物
基2 大腸菌	検出されないこと	
基3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	無機物/重金属
基4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	
基5 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	
基6 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	
基7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	
基8 六価クロム化合物	0.05mg/L以下	
基9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	
基10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	
基11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	
基12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	
基13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	
基14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	
基15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	
基16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	
基17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	
基18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	
基19 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	
基20 ベンゼン	0.01mg/L以下	
基21 塩素酸	0.6mg/L以下	消毒副生成物
基22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	
基23 クロロホルム	0.06mg/L以下	
基24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	
基25 ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	
基26 臭素酸	0.01mg/L以下	
基27 総トリハロメタン	0.1mg/L以下	
基28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	
基29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	
基30 ブロモホルム	0.09mg/L以下	
基31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	
基32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	着色
基33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	
基34 鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	味
基35 銅及びその化合物	1.0mg/L以下	
基36 ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	着色
基37 マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	
基38 塩化物イオン	200mg/L以下	味
基39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	
基40 蒸発残留物	500mg/L以下	発泡
基41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	
基42 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	かび臭（※停滞水を水源とする場合に検査）
基43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	
基44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	発泡
基45 フェノール類	0.005mg/L以下	
基46 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	臭気
基47 pH値	5.8以上8.6以下	
基48 味	異常でないこと	基礎的性状
基49 臭気	異常でないこと	
基50 色度	5度以下	
基51 濁度	2度以下	

□は井戸水の一般的な検査項目 ■は塩素消毒によって生成する物質